

議案第38号

寒川町行政手続条例の一部改正について

寒川町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町行政手続条例の一部を改正する条例

寒川町行政手続条例（平成9年寒川町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該町長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3

項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第14条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第21条第3項（新条例第24条後段において準用する場合を含む。）及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

寒川町行政手続条例新旧対照表

現行	改正案
(聴聞の通知の方式) 第14条 (略) 2 (略) 3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (加える)	(聴聞の通知の方式) 第14条 (略) 2 (略) 3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____によつて行うことができる。 _____ _____ 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該町長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人)
(代理人) 第15条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到</u>	(代理人) 第15条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到</u>

達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 （略） （続行期日の指定） 第21条 （略） 2 （略） 3 第14条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u>_____日の翌日）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第28条 第14条第3項及び_____第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同項第3号</u>_____及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>_____」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する<u>第14条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。	達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 （略） （続行期日の指定） 第21条 （略） 2 （略） 3 第14条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「_____とき」とあるのは「_____とき」（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した</u>_____日の翌日）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第28条 第14条第3項及び<u>第4項並びに</u>第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、<u>同条第4項中</u>「第1項第3号及び第4号」とあるのは「<u>第27条第3号</u>_____」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する<u>第14条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寒川町行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第14条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第21条第3項（新条例第24条後段において準用する場合を含む。）及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。